

平成23年度 藤枝市議会 11月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成23年12月16日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案8件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心にご報告いたします。

第59号議案「平成23年度 藤枝市一般会計補正予算(第3号)」について申し上げます。

初めに、「保育所民営化事業費の内容を伺う。」という質疑があり、これに対して、「民営化に伴い、子どもが引き継ぎ先の法人職員に慣れるよう事前に来ていただくための21名分の人件費で、期間に臨時職員単価920円を乗じて算定した。」という答弁がありました。

次に、「あかちゃん駅設置推進事業費の内容を伺う。」という質疑があり、これに対して、「ポスターとフラッグを補充するものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案「平成23年度 藤枝市病院事業会計補正予算(第2号)」について申し上げます。一委員より、「器具備品購入費の内容を伺う。」という質疑があり、これに対して、「本事業は県費補助事業であり、県で指定された被ばく医療資機材の放射線測定機器のサーベイメーターなどを藤枝、焼津、島田、磐田、袋井の5病院が、同じ内容で整備するものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第64号議案「藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について

申し上げます。

初めに、「全部適用についてのメリットの中の、様々な施策の決定が迅速に行われるとあるが、これは市民にとってのメリットか何う。」という質疑があり、これに対して、「予算で認められた事業の執行に関しての決裁や契約が院内で進められることで、医療機器購入など患者に対して早期に対応できるようになる。」という答弁がありました。

次に、「迅速性を求めると市の意見等が反映されなくなるのではないか。」という質疑があり、これに対して、「新規案件や重要案件については、今までどおり議会や市長部局との調整をはかる。」という答弁がありました。

次に、「経営の自律性とは、どういうことを言うのか何う。」という質疑があり、これに対して、「病院という現場に権限を付与して自らの責任で経営していくこと。具体的には、収入を確保し黒字にすること、一般会計の繰り入れに依存しない体質にすること。また、組織や人員配置等については、迅速かつ弾力的に対応して病院の経営の方向性を出していくことなどと考える。」という答弁がありました。

次に、「全部適用により、病院専属の専門職員の採用が可能となることで、事務職員の専門性が向上することとともに職員の経営参画意識が高められることで経営改革につながると言うが、今でも専門職員を採用していると思うがどう変わるのか何う。」という質疑があり、これに対して、「現在の人材登用については、条例上認められている短期任用制度を活用している。全部適用となれば正規職員として専門職員を採用していきたい。」という答弁がありました。

次に、「中期経営計画の中で、民間的経営手法の導入とあるが、これは全部適用が一過程と読み取れるがいかかが何う。」という質疑があり、これに対して、「民間で経営がうまくいった事例を参考にしながら、一番良い方法を模索するために民間的経営手法の導入とうたっている。一部適用

から全部適用、公設民営、民間移譲という流れにはならないと考える。」という答弁がありました。

次に、「全部適用の中で給与のことに触れていない。全部適用にする過程で給与に影響がでる場合もあるので緊張感を持たせ、職員の意識改革が必要ではないか伺う。」という質疑があり、これに対して、「現時点では給与に関しての指針はでていない。いずれは、ボーナスでの能力給のプラス査定など人事評価ができればいいと思う。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、初めに、「反対する理由の一つは、全部適用が市民にとって良い策となるか明らかにされなかったこと。病院の中期経営計画、第5章 あるべき経営形態では、現在の一部適用の問題点として6つの課題をあげているが、このうち項目3から項目6は全部適用になっても克服できるものではないことが明白である。残り2項目のうち、一つ目は、経営責任が不明確であることとあるが、経営責任は今の一部適用でも設置者である市長のもとにあるのが明確である。

二つ目の職員に基本理念や経営方針が徹底されにくく目標の共有化が難しいとあるが、有能なリーダーがいればできることであり、現在でも実際おこなわれていることである。

反対する二つ目の理由として、中期経営計画では、民間的経営手法の導入という所期の目的が達成されない場合、独立行政法人、指定管理者など更なる経営形態の見直しを図るとあり、将来に遺恨を残すことになりかねない。現在の市立病院は、市長と病院長をはじめ、幹部職員、医師、看護師等みなさんの努力のもと経営が改善してきている。

今後、国政が公立病院つぶし政策を更に加速させることも予測される。そのときの管理者の行動により、効率重視に中心をおいて市民とかけ離れた病院になりかねないことが全部適用のデメリットであると考えます。

付け加えて、市民にとって病院事業者を決めるという極めて重大な問題であるのに市民の声をほとんど聞くことなく進めてきたこと。以上の理由により反対する。」

次に、「市立病院は、平成19年、歯科口腔外科の不適正な保険診療請求による1ヶ月間の保

険医療機関の指定の取り消しに端を発した医師や看護師等の退職にともなう著しい患者数の減少や診療収入の大幅な減少により、大変厳しい経営状況となった。そのような危機的状況の中、病院長はじめ職員の皆さんが一丸となって献身的な努力を続けられた。幸い、努力の結果、一時の危機的な状況は脱したとはいえ、未だに医師や看護師の確保は十分とは言えず、道半ばといった状況である。

そこで、市立病院には地方公営企業法の全部適用に移行し、事業管理者のもとで、施策決定の迅速性、経営の自律性や効率性を更に高めるとともに、職員の専門性の向上と経営参画意識の醸成を図り、全部適用のメリットを最大限に発揮し、更なる経営改善を進めていただくことを期待し、本議案に賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案「藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例」について申し上げます。

初めに、「第5条は、使用料等の減免ができるとあるが、明確な基準があるのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「使用料等については厚生労働省の通知等により細かく定められている。さらに患者が減免申請しなくても減免ができるようにしている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案「養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者の指定について」、第77号議案「いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について」及び第78号議案「藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について」以上3件について申し上げますが、質疑もなく、

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案「志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について」申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告いたします。